

令和5年7月19日
植 物 防 疫 課

輸出港で船積み時に採取される輸入米麦の安全性検査サンプル及び
並行して輸入される本船積み貨物に係る検査証明書の取扱いについて

国家貿易で輸入される食用の米麦については、本船積み貨物での輸入と並行して、積み地において当該貨物荷口から安全性検査等に供するサンプル（以下「サンプル」とします。）が採取され、別途空輸で日本に輸入されています。

今般、輸出港で船積み時に採取される輸入米麦のサンプル及びこれと並行して輸入される本船積み貨物について、円滑な輸入が継続されるよう、検査証明書（植物検疫証明書又は Phytosanitary Certificate とも言います。）の取扱いを下記のとおり整理しましたので、お知らせします。

記

国家貿易で輸入される食用の米麦について、以下の（１）及び（２）のいずれにも該当することを確認した場合であって、輸入検査の結果、病虫害の付着等の問題が認められないときは、合格証を発行します。

- （１） 本来は同一である荷口が分割され、先に日本に到着する荷口（航空貨物（国際急送便を含む。）で輸入されるサンプル又は本船積み貨物のいずれかを指します。以下同じ。）の検査を担当する植物防疫所には、本サンプル及び並行して輸入される本船積み貨物の全量に対する記載のある検査証明書の原本が提出され、後に到着する荷口の検査を担当する各植物防疫所には当該検査証明書のコピーが提出されていること。
- （２） 先に日本に到着する荷口と後に到着する荷口が、分割される前は同一の荷口であったことを示す（両荷口を紐付ける）資料として、船荷証券（B/L）、インボイス、パッキングリスト、サンプルラベル等が両荷口の検査を担当する各植物防疫所に提出されること。